

3 第6期境港市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価

(1) 取り組みの概要と課題

第6期計画について、評価の基準指標となった主な取り組みの概要と課題は以下のとおりです。

基本目標	取り組みの概要と課題
<p>基本目標1</p> <p>地域包括ケア体制の推進</p>	<p><u>地域包括ケアの推進</u></p> <p>① 地域包括ケア推進事業</p> <p><u>境港市包括ケア推進協議会の開催</u></p> <p>合わせて11回開催した代表者会議、実務者会議で、市内の包括ケア体制の推進について協議を行い、地域包括支援センターの直営化により機能強化を図るなど、総合的な体制整備を行った。</p> <p><u>地域ケア会議の開催</u></p> <p>平成29年度から開催予定。</p> <p><u>講演会の開催</u></p> <p>「高齢者を支える地域づくりのキーワードは“地域包括ケア”」をテーマとして平成27年度に開催。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の効果的な運営 ・地域生活を支える受け皿となる地域のネットワークづくり </div> <p>② 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p><u>「在宅医療体制充実のための協議会」の立ち上げ</u></p> <p>本市及び西部圏域の独自の取組として、医療分野に特化した協議会で医療・介護の推進について協議している。</p> <p>在宅医療についてのアンケートを、市内病院、開業医、歯科診療所、訪問看護ステーションに実施した。</p> <p><u>「連携ノート」の作成</u></p> <p>市独自の「連携ノート」を作成し、家族・医療機関・介護サービス事業所等が在宅療養中の方の情報共有を図り、急変時の対応に活用している。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業の更なる充実 ・連携ノート利用者の拡大 </div>

③ 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの直営一本化

平成 28 年 10 月から、2 か所の委託型であった地域包括支援センターを長寿社会課の一係として、市役所内に設置した。

【目的】

複雑な問題を抱える高齢者が増加する中、地域包括ケア体制の構築において、地域ケア会議の開催や地域のネットワークづくりの核となる機関として、機能強化を図る。

【地域包括支援センターの役割】

高齢者の総合相談、介護予防のケアマネジメントや関係機関との連携、介護予防事業など高齢者への支援。

【地域包括支援センターの構成員】

センター長（保健師 1） 事務職（1） 社会福祉士（2）
保健師（2） 主任介護支援専門員（2）
介護支援専門員（5） 認知症地域支援推進員（1）

◆課題

高齢者の生活課題を明らかにし、より効果的な支援体制の構築と地域包括支援センターのスムーズな運営

④ 生活支援コーディネーターの配置

平成 29 年度から境港市社会福祉協議会に委託し、「生活支援コーディネーター」を 1 名配置した。

【目的】

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加し、軽度の支援を必要とする高齢者が増加するのに伴い、生活支援の必要性が高まるため、ボランティア・NPO・民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供できる体制をつくる。

また、高齢者自身がサービスの担い手となり、社会参加・社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防につなげる。

【生活支援コーディネーターの役割】

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。

◆課題

- ・ 地域課題の発掘
- ・ 地域の支えあい活動の啓発と体制づくり

地域での見守り体制の充実

① 高齢者見守りネットワーク構築事業

一人暮らし高齢者など見守りを必要とする高齢者が増加し、地域ぐるみでの支援が必要とされるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の高齢者に関わる自治会や地区社会福祉協議会、高齢者クラブ等の団体や地域住民が連携を図り、日常生活の中で高齢者を支えるシステムとして、地域のネットワークづくりを推進している。

◆課題

- ・住民に対する意識づけ
- ・関係機関の情報共有と連携強化

② 緊急通報システム事業

心身に不安のある一人暮らし高齢者宅に緊急通報装置を設置し、電話による定期的な安否確認や相談等に応じるなど連絡体制の充実を図っている。

③ 高齢者見守り事業

75歳以上の一人暮らし高齢者宅を訪問し、安否確認や各種相談に応じ、在宅生活を支援している。

◆課題

対象者のより安心、安全な在宅生活の支援

④ 避難行動要支援者名簿の整備

一人暮らし等の高齢者に対して、災害発生時における避難体制づくりのため、民生委員等の協力を得て要支援者の名簿を整備する。地域の防災組織等と連携を図り、緊急時の避難体制の充実を図っている。

◆課題

- ・避難支援体制の充実
- ・緊急時に備えた、平時からの見守り・支援
(高齢者見守りネットワークとの連携)

基本目標2

健康でいきいきした暮らしの推進

健康づくりと介護予防の推進

① 運動器機能向上事業（転倒予防教室）

寝たきりの原因となる高齢者の転倒予防のプログラムを提供している。平成27年度からは高知市が開発した「いきいき百歳体操」を実施しており、「ゆっくり・簡単・効果が実証」できることで、開催回数、参加者数ともに増えている。

平成29、30年度で各公民館において4回シリーズで実施する。参加した住民が地域での自主活動へつなげている。

◆課題

- ・内容の充実、効果の立証
- ・参加者の拡大と地域全体への普及

② 筋力向上トレーニング事業

平成26年度に実施した日常生活圏域ニーズ調査より本市の高齢者の運動器リスク、転倒リスクが高いという結果を受け、実施コースを増設した。

【筋力向上トレーニングの概要】

全7コース、前期・後期で実施。参加実人数も増加している。

◆課題

- ・事業効果、必要性の周知
- ・より効果的な事業展開の検討
- ・新規受講者が少ないコースの改善

③ 認知症予防事業

公民館単位での認知症に関する講演会の開催

認知症に対する知識を深め、市民一人一人が生活の中で認知症予防に取り組めるよう講演会を開催している。

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり市民大会」の開催

毎年1回文化ホールで認知症予防サークルの活動報告や講演会を開催している。

認知症予防サークル

認知症に対する理解を深め「認知症になっても安心して暮らせるまち」を目指し、全地区で14のサークルが活動している。

◆課 題

- ・認知症予防事業へのさらなる参加者の拡大と意識付け
- ・サークル活動の活性化及び継続

④ 健康相談事業

高齢者の心身の健康に関し、個人に応じたきめ細やかな指導及び助言等の支援を行っている。

⑤ 健康教育事業

介護が必要な状態になることを予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的に、健康づくりや介護予防についての知識の普及、高齢者の健康の保持増進に係る教室を地域で開催している。

- ・ふれあいの家
- ・認知症予防サークル
- ・各公民館（公民館講座と共に）
- ・各団体からの要望時 等

◆課 題

健康づくり、介護予防への意識付けと参加者の拡大

⑥ 口腔機能向上・栄養改善推進

前回の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、高齢者の口腔機能リスクが高かったことから、高齢者が自立した生活機能を維持し、要介護状態になることを防ぐことを目的に、口腔機能についての講話や口腔清掃・体操等の実技を取り入れた講座を新たに開催している。

◆課 題

内容の充実、効果の立証

⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業

多様な生活支援のニーズに対応し、地域資源を活用しながら高齢者が在宅生活を続けられるよう平成 28 年度から実施している。

- ・訪問介護、通所介護相当のサービス…平成 28 年度から実施
- ・緩和した基準による通所サービス…平成 29 年度から実施
「みなと元気塾」（市社会福祉協議会へ委託）
※社会福祉法人こうほうえんにも委託予定

◆課 題

利用者の拡大、事業の啓発

社会参加と生きがいづくり

① 高齢者クラブ活動の促進

高齢者自身もまちづくりや地域の福祉活動の担い手となること
が大切であるため、市は、高齢者クラブ連合会を通じた補助
事業を行うほか、活動の自主運営を側面から支援している。

【高齢者クラブの活動】

地域における高齢者の自主的な活動団体として、スポーツ活
動、文化活動等の生きがいづくり、健康講座等の健康づくり、
さらに交通安全活動、地域奉仕活動を通じて活力ある地域社会
づくりに貢献している。

◆課 題

- ・更なる活発な活動のための支援
- ・会員の拡大

② 地域活動の促進

地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会等の地域組織と一層連
携を深め、地域住民が主体となったまちづくり活動への支援を
通して、高齢者の生きがい活動、生涯学習活動を促進している。

◆課 題

更なる活発な活動のための支援

③ 就労促進（シルバー人材センター）

高齢者がその有する能力（知識・技術・経験等）を活かし、
地域の中で働くことは、地域貢献や生きがいづくりにつながる
ほか、自立した生活の維持、日常生活への意欲や健康の増進に
もつながるため、市では、シルバー人材センターの運営を支援
し、高齢者の地域雇用、就業機会の創出につなげている。

【シルバー人材センターの活動】

シルバー人材センターでは、登録会員を募集し、その有する
技術や能力に応じた様々な就労の場を提供している。

◆課 題

- ・更なる活発な活動のための支援
- ・会員の拡大

④ 福祉のまちづくりの推進

高齢者をはじめ、障がい者、児童等、全ての人が自らの意思で自由に行動し、安全・快適に活動できるまちとなるよう、住居、交通、施設、店舗など生活のあらゆる場のバリアフリー化を進めている。

⑤ 多様な学習機会の創出

各地区公民館が主催する社会教育講座は、多様なテーマを調査、設定し、高齢者の学習需要に応えられる内容になっている。公民館講座の受講生による自主活動グループの育成支援を行い、高齢者の積極的な社会参加活動へとつなげていく。

また大学公開講座、スポーツ教室、文化活動等の情報提供を行い、世代を超えた生涯学習活動参加の機会増大を図っている。

⑥ 高齢者サークル活動支援

高齢者が活動するサークルやコミュニティ活動の立ち上げを支援することにより、高齢者の社会参加を促進し、介護予防の推進、高齢者の生きがい・やりがいの増進を図っている。

◆課 題

更なる活発な活動のための支援

⑦ 地域住民グループ支援

介護予防活動を行おうとする地域住民に対し、介護予防または認知症予防の学習会の開催や支援を行い、地域住民による介護予防の取り組みを促進している。

⑧ 高齢者ふれあいの家事業

家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、身近な集会所等において地域の援助員などを中心にレクリエーションや軽体操を行い、参加者同士の交流を図り、高齢者の社会的孤立の解消、自立生活の助長及び介護予防を図っている。市は、各実施場所に出向き、健康づくり、介護予防など、具体的な取組みについての情報提供をしている。

	<p>◆課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる活発な活動のための支援 ・参加者の拡大 <p>⑨ 敬老事業の実施（敬老会開催支援、祝金・記念品贈呈） 長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対して敬意を表し、各地区の社会福祉協議会などが地域の自主性・独自性を重んじて開催する敬老会を支援している。 また、高齢者の長寿を祝福して、人生の祝年を迎える高齢者に対し、敬老祝金・記念品を贈呈している。</p> <p>⑩ 介護支援ボランティアの活用 高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進、地域資源の活用の観点から、生活支援ボランティアも含めボランティアの活用について市社会福祉協議会と検討している。</p> <p>◆課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援ボランティアの需要と供給の把握 ・事業展開の検討
<p>基本目標3</p> <p>高齢者生活支援の充実</p>	<p><u>高齢者福祉サービスの充実</u></p> <p>① 軽度生活援助事業 一人暮らし高齢者等がシルバー人材センターを利用した場合、年間16時間を限度に利用料の5割を助成し、高齢者の在宅生活を支援している。</p> <p>② 家庭介護用品購入費助成事業 在宅でおむつを使用している高齢者を介護している家族に、おむつ代の一部を助成し、家族の介護負担を軽減している。</p> <p>③ 高齢者鍼・灸・マッサージ施術費助成事業 鍼・灸・マッサージ施術に要する費用の一部を助成し、高齢者の健康増進を図っている。</p> <p>④ 高齢者実態調査事業 65歳以上の独居世帯や80歳以上のみ高齢者世帯を訪問し、生活状況を把握することで、支援を必要とする者に対するの訪問活動等に繋げている。</p>

⑤ 生活管理指導短期宿泊事業

介護予防が特に必要な高齢者等が養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、基本的な日常生活を送る訓練を受けることで、自立した生活を送れるよう支援している。

◆ 課 題

事業の普及・啓発

認知症対策と権利擁護の推進

① 認知症初期集中支援チーム設置事業

高齢者の増加により認知症高齢者も増加することが見込まれるため、認知症の早期診断、早期対応に向け、平成 29 年 4 月より認知症初期集中支援チームを設置し、早期に包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげている。

【認知症初期集中支援チーム構成員】

- ・ 専門医として済生会境港総合病院医師
- ・ 地域包括支援センター専門職員

【認知症初期集中支援チームの活動内容】

- ・ 対象者を複数のチーム員が訪問、状況をアセスメント
必要時チーム員会議で検討
- ・ 毎月 1 回チーム員会議を開催
- ・ 毎回 1～3 例の事例を検討

② 認知症サポーターの養成

認知症高齢者の早期発見と認知症高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域住民に認知症の正しい知識の普及を図り、認知症に対する理解を深めることで、見守りや支援など地域で支える体制づくりに取り組んでいる。

【サポーター養成講座の実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
回 数	6 回	13 回	8 回
人 数	278 人	409 人	357 人

※平成 28 年度からは、小学生への養成講座も実施している。
(地域で自主活動をしている認知症予防サークルの方々と共に実施)

③ 認知症地域支援推進員の配置

地域に出向き、認知症の本人・家族・関係者からの相談を個別に受け、支援機関との連携を図っている。

◆課 題

- ・認知症高齢者やその家族の支援強化
- ・認知症初期集中支援チームの円滑な活動
- ・認知症に対する正しい知識の普及啓発

④ 家族介護教室

家族介護教室を開催し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得、介護者同士の交流を図り、高齢者を介護する家族を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることにより高齢者の虐待防止につなげている。

- ・テーマごとに年間3～4回実施。

◆課 題

内容の充実

⑤ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない認知症高齢者等に対して、本人に代わって法的に代理や同意、取り消し権限を後見人に与えて本人の保護・権利が守られる成年後見制度の活用を促進するため、申立にかかる費用、成年後見人等の報酬を助成している。

◆課 題

- ・制度の啓発
- ・成年後見制度の二一ズ増大に対応するため、市民後見人の養成

高齢者が暮らしやすい住まいの整備

① 高齢者住宅改良費助成事業

要介護認定を受けた人の風呂やトイレなどの改修費用（新築・増築を除く）の一部を助成し、在宅生活が継続できるよう支援している。

◆課 題

事業の適正化を図るための、住宅改修の内容確認や適正価格の把握。

② 高齢者住宅整備資金貸付事業

高齢者と同居する者に対して、高齢者のために住宅を増改築するための資金を貸し付け、高齢者の在宅生活を支援している。

◆課 題

制度の啓発

③ 介護保険住宅改修支援事業

ケアマネジャーの報酬算定外となる介護サービス利用のない高齢者に対する介護保険の住宅改修理由書の作成手数料を負担することで、住宅改修が円滑に行われるよう支援している。

④ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

市営住宅に高齢者の安全や利便に配慮した居室を整備し、生活援助員による安否確認、生活上の指導や相談、緊急時の対応などのサービスを提供し、自立した生活を支援している。

⑤ 老人保護措置

身体上、精神上又は環境上及び経済的理由により、家庭で生活することが困難な高齢者を養護老人ホーム等に措置し、必要な養護を提供している。

⑥ 生活支援ハウス運営事業

常時施設に滞在する生活援助員から各種相談や緊急時の対応などのサービスを受けられる施設に入居させ、自立して生活することに不安のある低所得の高齢者を支援している。

⑦ 有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅

食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を提供する高齢者向けの居住施設。市内には有料老人ホームが4箇所、サービス付高齢者向け住宅が1箇所整備されており、定員は189人。

老人福祉法の改正により指導監督の仕組みが強化されること

	<p>に伴い、県と連携を図って入所者保護に取り組んでいる。</p> <p>⑧ 第6期計画における施設の整備状況 第6期計画において整備する計画であった施設は下記のとおり整備済（予定）である。</p> <table border="1" data-bbox="481 477 1390 674"> <thead> <tr> <th></th> <th>(登録)定員</th> <th>開設時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症対応型共同生活介護</td> <td>18名</td> <td>平成29年3月</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護</td> <td>25名</td> <td>平成30年3月 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>		(登録)定員	開設時期	認知症対応型共同生活介護	18名	平成29年3月	小規模多機能型居宅介護	25名	平成30年3月 (予定)
	(登録)定員	開設時期								
認知症対応型共同生活介護	18名	平成29年3月								
小規模多機能型居宅介護	25名	平成30年3月 (予定)								
<p>基本目標4</p> <p>介護保険事業の推進とサービスの質の向上</p>	<p><u>介護保険制度の適正な運営</u></p> <p>① 適切な要介護認定の推進 介護保険制度が公平に運営されるためには、サービス利用の入り口である要介護認定が適切に実施されることが重要である。認定調査員を対象とした研修を受講し、適切な要介護認定につなげている。</p> <div data-bbox="481 1077 1390 1211" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>◆ 課 題 認定調査員の認定技術の向上</p> </div> <p>② ケアマネジメントの適正化 居宅介護支援事業所を対象にケアプランの提出を求め、必要に応じてヒアリングや実地調査、ケアマネジャーに対する助言指導ができる体制を整備する。 また、ケアマネジャーが高齢者に対し、適切な対応ができるよう各種情報提供を行い、事例検討会等を開催し、ケアプランの質の確保を行う。平成29年度はケアマネジメント研修会を実施した。</p> <div data-bbox="481 1644 1390 1778" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>◆ 課 題 定期的な研修の実施</p> </div>									

経済的支援策の充実

① 介護保険料所得段階区分

介護保険料負担額を所得に応じて区分する所得段階区分制度を通じて、低所得者の経済的負担の軽減を図っている。

② 介護保険料の軽減

保険料の負担を分ける所得区分のうち、現行で5割の軽減とされている第1段階・第2段階を統合し、軽減割合を5.5割へと拡大した。

③ 高額介護（介護予防）サービス費

同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担（1割分）が高額になった場合は、1か月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により、超えた部分を後から支給している。

④ 高額医療・高額介護合算サービス費

同じ医療保険の世帯内で、医療費と介護サービス費両方の自己負担があり、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の自己負担額の合計が世帯の自己負担額を超えた場合、申請により超えた分を支給している。

⑤ 特定入所者介護サービス費

施設入所者及び短期入所生活介護のサービスを受けている方のうち、非課税世帯の方に対して「介護保険負担限度額認定証」を発行し、入所中にかかる食費・居住費の自己負担分を軽減する目的で、その一部を補助している。

（法改正によって、本人や配偶者の所得も勘案されるようになった。）

⑥ 社会福祉法人利用者負担軽減措置補助事業

社会福祉法人が自ら提供するサービスを利用している被保険者のうち、特に生計困難な方に対して利用料負担を4分の1程度軽減した場合、その費用の一部（2分の1程度）を公費（市・県・国）で助成している。

サービスの質の向上

① 介護相談員派遣事業

介護相談員が介護サービス事業所を訪問し、利用者や家族、介護スタッフ等とコミュニケーションを図ることで、利用者の疑問や不満、不安の解消及びサービスの質的向上を図っている。

② 事業者による情報公表

介護サービスの利用者等が公表されたサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的として、介護サービス情報をインターネットにより公表している。

③ 事業者への指導監査の実施

県指定の事業所には県との合同で、地域密着型サービスにおいては、市が単独で定期的な実地指導を実施し、給付費適正化を図っている。